

# 業務指示書

## 2015年度案件別外部事後評価(日本人材開発センター8案件および総合的分析)

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年10月28日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 高橋 由徳 Takahashi.Yoshinori@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年11月2日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

(○) 認めます。ただし、業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

(○) 認別添す。【事後評価業務における排除者条項】に該当する個人は構成員になれません。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 別添主付【事後評価業務における排除者条項】に該当する個人からの補強は認めないは、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：事後評価における各種調査

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／プロジェクト評価1）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：事後評価における各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム、ラオス、カザフスタン、ウズベキスタン、モンゴル、キルギス、カンボジア、ウクライナ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年11月9日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- ・(1)現地調査補助業務(2)受益者調査補助業務に係る現地調査補助員の備上費  
(現地補助員に支払う旅費・交通費(日当、宿泊費、国内航空賃)車両関連費を含む)
  - ・(1)現地調査補助業務(2)受益者調査補助業務に係る現地再委託費
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- ( ) 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
- 航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
- なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
- 航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(US\$1 = 119.77 円, EUR1 = 134.67 円, VND1 = 0.0054 円, LAK1 = 0.015 円, KZT1 = 0.447 円  
UZS1 = 0.046 円, MNT1 = 0.060 円, KGS1 = 1.739 円, KHR1 = 0.029 円, UAH1 = 5.66 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
- ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
  - ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

条件等は、以下のとおりです。

a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。

b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/プロジェクト評価1

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.87 M/M

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年11月30日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

### (3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

### (4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

## 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

### (2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

### (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

### (4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

## 8 本体事業からの排除

以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

## 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表

2015年度案件別外部事後評価(日本人材開発センター8案件および総合的分析)

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	13.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	17.00	
(3) 要員計画等の妥当性	10.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>(本案件では副業務主任者の配位(業務管理グループ)を認めません。)</small>	(50.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/プロジェクト評価1	(50.00)	( )
ア) 類似業務の経験	24.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	9.00	
ウ) 語学力	5.00	
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	
オ) その他学位、資格等	5.00	
②副業務主任者	( - )	( )
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	( )	( )
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	
(2) 業務従事者の経験・能力:	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(3) 業務従事者の経験・能力:	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力:	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力:	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	

## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 背景・経緯等

#### （1）案件別外部事後評価

JICA では、以下の目的のために案件別外部事後評価を行い、評価結果を公表している。

- ① 事業の成果を評価することにより、国民への説明責任を果たすこと。
- ② 評価結果を基に提言、教訓を導き出し、フィードバックすることにより、相手国政府および JICA による当該事業および将来事業における改善を図ること。

なお、技術協力プロジェクトおよび無償資金協力事業の案件別外部事後評価は、原則事業終了3年後、また、有償資金協力（円借款）事業については原則事業完成2年後までに行い、客観性や透明性を確保するため外部者による評価を実施することとしている。

#### （2）日本人材開発センター案件に係る案件別外部事後評価および総合的分析

本業務の対象である日本人材開発センター（通称：日本センター。以下、「日本センター」とする。）は中央アジアや東南アジア地域の市場経済への移行国を対象に、市場経済化を担う人材育成と我が国との人材交流の強化を目的に1998年より開始された。現在は9カ国・10カ所（※）で活動を展開している。（※ベトナム（ハノイとホーチミンの2ヶ所）、ラオス、カザフスタン、ウズベキスタン、モンゴル、キルギス、カンボジア、ウクライナ、ミャンマー。このうち、カザフスタンとウクライナではJICAプロジェクトは終了しているものの先方政府が活動を継続している。）

今般、「2. 業務の目的」に記載の8案件について、案件別外部事後評価を行うこととした。

また、これまでの実績を総括し、案件の今後の計画や運営管理の向上に向けた教訓を抽出するため、8案件の評価結果を活用、比較検討して、日本センター事業の総合的な分析を実施することとした。

### 2. 業務の目的

本業務は、(1) 2015年度外部事後評価として、DAC評価5項目（妥当性、効率性、有効性、インパクト、持続性）による評価を行う、(2) 案件の今後の計画や運

営管理の向上に向けた教訓を抽出するため、8 案件の評価結果を活用し、比較検討の上、総合的な分析を実施するものである。

本業務対象国および対象案件は以下のとおり。

- ① ベトナム（技協）「ベトナム日本人材協力センタープロジェクト（フェーズ2）」
- ② カンボジア（技協）「カンボジア日本人材開発センタープロジェクト」、カンボジア（技協）「カンボジア日本人材開発センタープロジェクト（フェーズ2）」
- ③ モンゴル（技協）「モンゴル日本人材開発センタープロジェクト」、モンゴル（技協）「モンゴル日本人材開発センタープロジェクト（フェーズ2）」
- ④ キルギス（技協）「キルギス日本人材開発センタープロジェクト」、キルギス（技協）「キルギス日本人材開発センタープロジェクト（フェーズ2）」
- ⑤ ラオス（技協）「ラオス日本人材開発センタープロジェクト（フェーズ2）」
- ⑥ ウズベキスタン（技協）「ウズベキスタン日本人材開発センタープロジェクト（フェーズ2）」
- ⑦ カザフスタン（技協）「カザフスタン日本人材開発センタープロジェクト（フェーズ2）」
- ⑧ ウクライナ（技協）「ウクライナ日本人材開発センタープロジェクト」

### 3. 実施方針および留意事項

#### (1) 案件別外部事後評価

① 対象案件について、評価方法は以下の通りとする。

ア) ベトナム、カンボジア、モンゴル、キルギスについては、本邦団員による現地調査を含む詳細型の調査（以下、「詳細型」とする。）とし、評価結果にレーティングを行い、原則 20 ページ以内の最終報告書を作成する（なお、カンボジア、モンゴル、キルギスについては、フェーズ1 とフェーズ2 の2つのフェーズを評価対象とするが、個々の実績を踏まえ、一体的案件として評価を行う。）。

イ) ラオス、ウズベキスタン、カザフスタン、ウクライナについては、現地調査は本邦団員ではなく現地調査補助員雇上によるサイト実査、インタビュー、質問票等による簡易型の調査（以下、「簡易型」とする。）とし、評価結果にはレーティングを付さず、4 ページ程度の最終報告書を作成する。

② 評価のデザイン・報告書作成については、契約締結後に JICA から配付する「事後評価（詳細）レファレンス」および「レーティング実施要領」、JICA HP にて公開している「JICA 事業評価ガイドライン（第2版）」<sup>1</sup>を参照す

<sup>1</sup> [http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/ku57pq000004z0q1-att/guideline\\_02.pdf](http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/ku57pq000004z0q1-att/guideline_02.pdf)

ること。ただし、評価方針・方法について、レファレンス等の内容から変更があった場合は、JICAの指示に基づいて行うこと。

- ③ 本評価の結果得られる提言・教訓は評価分析から導き出されるものであること。また、具体的な記載内容となるよう留意すること。
- ④ 全体の評価方針とともに案件毎の評価の視点・ポイントをプロポーザルにて提示すること。その際には、必要に応じて、設定されている指標の評価可能性等を踏まえた適切な（代替）指標およびその調査方法、受益者調査の調査手法（代替案を含む）等につき提案すること。  
また、上記を踏まえ、日本センター事業に係る総合的分析の視点、ポイント、調査手法をプロポーザルにて提案すること。
- ⑤ 対象案件のうち、ベトナムについては、全2サイト（ハノイとホーチミン）を対象に現地調査を行うこと。
- ⑥ 現地調査補助員の活用も含め、サイト実査（現状把握）、受益者調査の方法等について提案すること。なお、詳細型4案件については対象案件ごとに受益者調査を実施し、簡易型4案件については、受益者調査を行わず与えられた業務量の範囲内で、現地調査補助員等を活用しつつ関係者へのインタビュー等を行い受益者調査を代替することとする。
- ⑦ 簡易型4案件について、ラオス、ウズベキスタンは、現在もJICA（or 我が国）による後継プロジェクトが実施中であり、比較的調査がし易いと思われる一方、カザフスタン、ウクライナは既にプロジェクトが終了している点に留意して、現地調査補助員等の業務量を考えること。また、簡易型4案件は遠隔調査になることから、調査の品質管理についてプロポーザルに提示すること。
- ⑧ ベトナム、ラオス、カザフスタン、ウズベキスタンについて、本件評価対象案件はフェーズ2のみであるが、フェーズ1の文献、報告書等をレビューし、経緯、実績等を理解、分析の上、フェーズ2の評価を行うこと。
- ⑨ 本件評価対象案件の後、後継フェーズのあるベトナム、ラオス、カザフスタン、ウズベキスタン、モンゴル、キルギス、カンボジアの案件については、後継フェーズの文献、報告書等をレビューするとともに関係者へのインタビューを行い、経緯、実績等を理解、分析の上、フェーズ2の評価を行うこと。

## (2) 日本センター案件の評価、分析

- ① 本案件の対象である日本センターは、当初、その多くが、無償資金協力を通じた拠点施設の整備、および、技術協力プロジェクトを通じた(1) ビジネス人材の育成、(2) 日本語コース、(3) 相互理解促進事業、(4) 日本セ

ンターの運営能力強化から構成されていた。しかし2010年以降は、独立行政法人国際交流基金等が(2)日本語コース、(3)相互理解促進事業を直接所管する形で役割分担が進み、現在は(1)ビジネス人材の育成、(4)日本センターの運営能力強化、の2本柱がJICA技術協力プロジェクトの主な協力対象分野となっている。また、事業開始以来既に長期を経ているが、その間、開発途上国側の実施機関が主体的にセンターを運営する体制の強化を促しつつ、各国の社会経済状況と人材ニーズに応じた研修コースの運営に力を入れてきた。また、近年では、東南アジアを中心に増大する日系企業の海外展開に伴う人材確保・育成の支援拠点としても役割を広げている。

なお、対象案件は「日本センター」という共通モデルのもとに実施された案件ではあるが、各国・各センターにおいて異なる目標及び指標が設定されており、それぞれの実施機関の位置づけ、社会経済・歴史的な環境も大きく異なる。この事情を踏まえつつ個別案件の分析、および、比較検討の上、総合的分析を行うこと。

② 評価方針案の検討にあたっては次の点に留意すること。

ア. 日本センターは、外交的観点を踏まえて日本側主導で構想・設置され、特に協力開始当初は組織運営を日本側投入に頼る部分が多かった。故に、日本センターが相手国側の組織として持続性を確保するのは通常の技術協力プロジェクト以上に難易度が高い。このような背景を踏まえ、持続性を評価する際、事後評価時点の状況を単に評価するのみならず、協力開始時点からの改善度合いについても考慮して評価する。

イ. また、日本センターは、各個別センター毎に、他機関との連携を含むビジネス人材交流拠点としての活動、ネットワーク構築、留学フェア等を通じてPDMの枠に収まらないインパクトを生み出していると考えられ、そのような広い意味でのインパクトを踏まえて評価を行う。

③ 人材育成の人数等実績値を超える実際のビジネスへのインパクトについては、人材の活躍度など定性的な面も含め、適切な指標について検討すること。

④ 8案件の評価結果を活用し、比較検討の上行う総合的分析においては、日本センター案件の今後の計画や運営管理の向上に向けた評価指標、教訓及び提言の抽出を行うこと。

⑤ 対象国で他ドナーおよび民間企業が類似案件としてビジネス人材の育成事業を実施している場合はヒアリングを行うこと（※アポ取りは受注コンサルタントが行う）。また、総合的分析においては、他ドナーおよび民間企業とJICA事業との比較を行うこと。

#### 4. 業務の内容

上記「1. 背景・経緯等」、「2. 業務の目的」および「3. 実施方針および留意事項」を踏まえつつ、以下に示す業務の内容について、効率的・効果的に業務を実施するために必要な調査方法・手順等を国内準備作業・現地調査および国内分析毎に具体的にプロポーザルで提案すること。

##### (1) 第一次国内分析（事前準備・分析）

###### ア. 対象案件概要の整理・分析

既存の文献・報告書等（協力準備調査報告書、事前評価報告書、中間レビュー報告書、終了時評価報告書、プロジェクト完了報告書、その他関連プロジェクト資料等）をレビューし、対象案件の実績等を整理・分析する。

###### イ. 現地説明用資料の作成

上記ア.を踏まえて、対象案件ごとに現地調査計画（調査団の構成、全体スケジュール、案件概要）等を記載した実施機関向け資料（現地説明用資料）を作成する。なお、現地説明用資料については、JICA が契約締結後にひな形を提示する。

###### ウ. 評価方針（案）の検討・作成

レファレンス等に基づき、DAC 評価 5 項目を用いて、対象案件ごとに評価方法、評価工程・手順を検討し、既存のデータ・情報と現地調査で入手すべき情報を整理した評価方針（案）を作成する。なお、評価方針（案）については、JICA が契約締結後に提示する事前事後比較表（評価スケルトン）形式とする。

###### エ. 評価方針の確定

評価方針（案）に対し、JICA 評価部による確認、および、JICA 評価部を通じた関係部署からのコメント取り付けを行うこととなる。JICA 評価部による確認には最低 10 営業日程度（JICA 評価部⇔コンサルタント間で通常 3 回往復のやり取りが必要）、関係部署からのコメント取り付けには最低 10 営業日程度を要する。必要であれば各部コメントに基づき評価方針（案）を修正し、評価方針を確定する。

###### オ. 国内情報収集・整理

評価方針に基づいて、国内で収集可能なデータを整理し、分析する。

#### カ. 質問票の作成

上記エの評価方針に基づき、対象案件ごとに相手国関係者に対する質問票を作成する。質問票については、第一次現地調査の 15 営業日前までに JICA 評価部に提出し、JICA 評価部から JICA 評価部課長名で実施機関に質問票を送付する。なお、質問票は、ベトナム、カンボジア、モンゴル、ラオスについては英文で、キルギス、ウズベキスタン、カザフスタン、ウクライナについては、露文で作成する。

なお、留意点として、現地調査補助員による情報収集、インタビュー調査、質問票による情報収集の役割分担を明確にした上で、不必要に多い質問を実施機関に送らないようにすること。また、質問票の品質管理（英文またはその他言語のチェックを含む）は、受注者側の責任で行う。

#### キ. 日本センター事業にかかる総合的評価・分析方針の作成

各個別案件の評価方針を活用し、比較検討の上、日本センター事業の特性を踏まえた総合的分析方針を作成し、JICA 本部と協議を行う。

#### (2) 第一次現地調査

現地説明用資料に含まれる現地調査計画に基づき以下のとおり調査を行う。

なお、本邦団員による現地調査を含まない簡易型 4 案件については、現地調査補助員傭上によりこれを行う。

#### ア. 実施機関等および JICA 関係者への現地調査計画の説明・確認

上記の現地説明用資料および評価方針を用いて、現地調査計画および各案件の評価方針および総合的分析の評価方針を実施機関（必要に応じて相手国関係機関）および JICA 事務所に説明する。実施機関等との協議に際しては、JICA が提供する既存資料を用いて JICA の事後評価制度の概要を説明する。

#### イ. 質問票を用いた情報収集・整理

現地調査計画を含む現地説明用資料および評価方針に沿って、文献・資料収集、事業サイト実査（関係者へのインタビュー含む）、相手国関係機関への質問票に基づくヒアリングを行う。なお、質問票の回収はコンサルタントが実施する。

#### ウ. 受益者調査の実施

本業務においては、詳細型 4 案件について対象案件ごとに受益者調査を実施する。受益者調査の基本形は有効回答数 100 を想定するが、案件の内容に即した適切な有効回答数（その内訳も含む）、形式・手法、受益者調査結果の分析方法等についてプロポーザルにて提案すること。

但し、受益者調査を行わない簡易型 4 案件についても、与えられた業務量の範囲内で、現地調査補助員等を活用しつつ関係者へのインタビュー等を行い受益者調査を代替することとする。この代替調査内容についてもプロポーザルに記載すること。

#### エ. DAC 評価 5 項目に基づく暫定評価

上記イより得られたデータ・情報を取りまとめ、暫定的な評価の方向性を分析し、提言・教訓の方向性を検討する。

#### オ. 暫定的な評価の方向性に関する実施機関等との協議およびコメント取り付け

暫定的な評価の方向性につき、実施機関及び主要関係機関と協議を行う。なお、実現性の高い提言となるよう、実施機関のみならず提言内容の実施者として想定される相手国関係機関や JICA 事務所等との間で、提言・教訓を含む評価の方向性につき第一次現地調査中に協議を行う。

### (3) 第二次国内分析

#### ア. 事前事後比較表（案）の作成

現地調査にて収集した案件ごとのデータ・情報および現地調査補助員等を活用した追加の情報収集を評価方針に沿って分析し、その分析結果をもとに対象案件ごとに原則 15 ページ以内の事前事後比較表（案）を作成する。なお、本表は評価結果の骨子として活用することとする。また、詳細型 4 案件については、所定のレーティング方法<sup>2</sup>に基づき、暫定的にレーティングの付与を行う。

#### イ. 提言・教訓の検討

現地調査結果を踏まえて、目標とされた事業効果の発現やその持続性確保等を目的とした提言、および、今後の類似案件実施に向けた教訓を取りまとめる。

#### ウ. 事前事後比較表の確定

事前事後比較表（案）に対し、JICA 評価部による確認を行うこととなる。後述する評価結果検討会の前までに、JICA 評価部による確認には最低 15 営業日程度（JICA 評価部⇄コンサルタント間で 3 回往復のやり取りが必要）を要

2

[http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general\\_new/2013/ku57pq00001mdodd-att/shiryoushou\\_02.pdf](http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2013/ku57pq00001mdodd-att/shiryoushou_02.pdf)



する。JICA 評価部による確認を行った後、本評価の概要および評価結果の骨子について、事前事後比較表（案）をもとに、JICA 評価部内の評価結果検討会で報告する。同検討会の後 5 営業日以内に同検討会にて議論・確認された結果を事前事後比較表に反映し、事前事後比較表を確定する。なお、詳細型 4 案件について、暫定レーティングが C または D の場合は、確定後の事前事後比較表を第二次現地調査の最低 5 営業日前に事業関係部・事務所と共有することとなる（コメント等の取り付けは行わない）。

#### エ. 日本センター案件評価にかかる総合的分析中間報告書の作成

各個別案件の事前事後比較表を活用し、比較検討の上、日本センター事業の特性を踏まえた総合的分析の中間報告書を作成し、JICA 本部と協議を行う。

#### (4) 第二次現地調査

以下のとおり調査を行う。なお、本邦団員による現地調査を含まない簡易型 4 案件については、現地調査補助員備上によりこれを行う。

##### ア. 第二次国内分析を踏まえた追加の情報収集

第二次国内分析を踏まえ、必要に応じた追加の情報収集を実施する。

##### イ. 関係機関への評価内容のフィードバック

実施機関、相手国関係機関および JICA 事務所等へ評価内容のフィードバックを実施する。

#### (5) 第三次国内分析

##### ア. 評価報告書（案）の作成

国内作業、現地調査、評価結果検討会の結果を総合的に分析し、対象案件ごとに、詳細型 4 案件については、原則 20 ページ以内、簡易型 4 案件については、原則 4 ページ程度の評価報告書（案）を取りまとめ、JICA 評価部に提出する。なお、評価報告書については、JICA が契約締結後にひな形を提示する。

##### イ. 評価報告書の確定

評価報告書（案）に対し、JICA 評価部による確認、および、JICA 評価部を通じた関係部署からのコメント取り付けを行うこととなる。JICA 評価部による確認には最低 15 営業日程度（JICA 評価部⇔コンサルタント間で通常 3 回往復のやり取りが必要）、関係部署からのコメント取り付けには最低 15 営業日程度（JICA 内で計 30 営業日）を要する。確認のあった内容やコメントに対し、回答や対応を行う。

更に英文（英文以外の言語への翻訳含む場合は 5. 成果品等（1）報告書等

にて別途指定する。)の評価報告書(案)に対する実施機関等からのコメントの取り付けには最低15営業日程度を要する。実施機関等から確認のあった内容やコメントに対し、回答や対応を行う。

上記の工程を踏まえ、評価報告書(和文・英文)を確定する。

#### ウ. 個別プロジェクト教訓シートの作成

上記イ.にて確定した教訓等、類似案件の案件形成や案件管理上、参考となり得る情報・留意点を個別プロジェクト教訓シートとして記載する。なお、個別プロジェクト教訓シートについては、JICAが契約締結後に雛形を提示する。

#### エ. 日本センター案件評価にかかる総合的分析報告書(案)の作成

各個別案件の評価報告書を活用し、比較検討の上、日本センター事業の特性を踏まえた総合的分析の最終報告書を作成し、JICA本部と協議を行う。

### 5. 成果品等

#### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおりとする。提出部数および記載事項については以下に定めるとおり。以下に示す部数はJICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途用意すること。

なお、事後評価(詳細)レファレンス、評価方針スケルトン/事前事後比較表、評価報告書【(和文・英文)記載要領・ひな形】等にて指定の記載要領に則ること。

		初稿の提出目安	言語・部数	記載事項
ア	現地調査説明用資料	2016年1月上旬	案件ごとに英文1部 (カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、ウクライナの案件について、左記に加えて、露文1部)・電子版(メール送付可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査団の構成</li> <li>全体スケジュール</li> <li>現地調査計画(日程、訪問予定先)</li> <li>案件概要</li> </ul>
イ	評価方針	2016年1月中旬	案件ごとに和文1部・電子版(メール送付可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>DAC評価5項目に沿った評価方針</li> </ul>

ウ	日本センター案件評価にかかる総合的分析方針	2016年1月下旬	1部(和文)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各個別案件の評価方針を活用し、比較検討の上、日本センター事業の特性を踏まえた総合的分析の方針</li> </ul>
エ	事前事後比較表	2016年5月上旬	案件ごとに和文1部・電子版(メール送付可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価方針に現地調査結果を反映したもの(対象案件ごとに原則15ページ以内)</li> </ul>
オ	日本センター案件評価にかかる総合的分析中間報告書	2016年6月上旬	1部(和文)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各個別案件の事前事後比較表を活用し、比較検討の上、日本センター事業の特性を踏まえた横断的分析の中間報告</li> </ul>
カ	評価報告書案	2016年7月下旬	案件ごとに和文・英文各1部(カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、ウクライナの両案件について、左記に加えて、露文1部)・電子版(メール送付可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;詳細型4案件&gt;評価結果の詳述(本文は対象案件ごとに原則20ページ以内)</li> <li>&lt;簡易型4案件&gt;評価結果の詳述(本文は対象案件ごとに4ページ程度)</li> </ul>
キ	個別プロジェクト教訓シート	2016年8月中旬	案件ごとに1部(和文)	<ul style="list-style-type: none"> <li>教訓シートを電子データとしたもの。</li> </ul>
ク	収集資料	2016年10月下旬		<ul style="list-style-type: none"> <li>収集した資料(可能な限りデータにして提出すること)</li> <li>収集資料リスト</li> </ul>
ケ	日本センター案件評価にかかる総合的分析報告書(案)	2016年11月下旬	1部(和文)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各個別案件の評価報告書を活用し、比較検討の上、日本センター事業の特性を踏まえた総合的分析の報告書(案)。30~40ページ程度を想定。</li> </ul>

## (2) 契約における最終成果品

最終成果品として、評価報告書最終版（和文・英文）を後述（3）の仕様により作成し、電子データを保存した CD-ROM のみを提出する（製本版の作成・提出は不要）。提出部数、提出時期、及び記載事項等は、以下に定めるとおり。

		提出時期	言語・部数	記載事項
ア	電子版評価報告書 （個別案件評価結果）	2016年10月下旬	対象案件をまとめて1部とし、 CD-ROM 3部。	評価報告書（最終版）を電子データ（カラー）としたもの。
イ	日本センター案件評価にかかる総合的分析報告書	2016年12月下旬	CD-ROM 3部。	報告書（最終版）を電子データ（カラー）としたもの。

## (3) 電子化の仕様

上記(2)の最終成果品（電子データ）の基本仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」<sup>3</sup>を参照し、詳細は JICA の指示に従うこととする。

## (4) 英文版報告書の作成時における留意点

英文版報告書の作成にあたっては、国際的に通用する記述・表現内容とすること（ネイティブスピーカーの校閲等を行うこと）。

<sup>3</sup> [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/pdf/ind\\_guide12\\_01.pdf](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/pdf/ind_guide12_01.pdf)

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

業務実施工程は以下のとおり。

2015年12月上旬から業務を開始することとする。

時期 項目	2015 年 12月	2016 年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
* 個別案件													
事前準備	□												
現地調査説明用資料		△											
評価方針		△											
質問票			△										
現地調査				■	■			■					
国内分析						□	□	□	□	□	□	□	□
事前事後比較表						△							
評価報告書(案)								△					
関係部 EC									△				
実施機関 FB										△			
教訓シート									△				
最終成果品												▲	
* 総合的分析													
分析方針		△											
中間報告書							△						
最終報告書(案)												△	
最終成果品													▲

□ 国内調査 ■ 現地調査

※但し、バーチャートは大まかなスケジュールを示しており、すべてに業務従事者を配置するものではない。

最終成果品の提出日が業務指示書に記載の提出期限日以前となる場合において、コンサルタントの業務計画に基づいた適切な工程をプロポーザルにて提案することを認める。ただし、第2「4. 業務の内容」に示したコメント取り付け期間等に配慮し、現実的なスケジュールを提案すること。また、報告書等の提出時期については、契約交渉時にJICAと協議の上、確定する。

## 2. 業務量の目途

業務量の目途は、以下のとおり。

13.01M/M（国内作業 9.30M/M、現地調査 3.71M/M）

なお、この業務量には、以下が含まれる。

- ・ 総括の品質管理、スケジュール管理に必要とされる国内 1.50M/M 程度
- ・ 総合的分析に必要とされる国内 1.00M/M 程度

総括業務以外の業務量に関し、現地作業と国内作業の割合については、詳細型調査対象 1 案件あたり 3～5 週間程度を現地作業に充てることを目安とする。上記の業務量 (M/M) と異なる提案を行う場合はその理由をプロポーザルに明記すること。

## 3. 業務従事者の構成（案）

- ・ 本業務には、以下に定める分野の業務従事者を想定している。以下に定める業務分野についてはそれぞれの分野の担当業務従事者をプロポーザルにて明記すること。また、以下に記載の格付は目安であり、これを超える格付提案を行う場合は、その理由および人件費を含めた本業務全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記のこと。
  - 1) 総括／プロジェクト評価 1（2号）
  - 2) プロジェクト評価 2
  - 3) プロジェクト評価 3いずれかの業務従事者が産業人材育成の専門性（産業人材育成分野案件の事業評価経験等も可）を有することを想定している。プロポーザルの要員計画に明記のこと。
- ・ 評価対象者数を増減することは不可とする。
- ・ 1) 総括／プロジェクト評価 1 については、1 名の業務従事者が担当となること。また、1) 総括／プロジェクト評価 1 は、対象案件全件の品質管理、スケジュール管理等を行うとともに、詳細型調査対象案件のいずれか 1 件以上の主担当となり、現地調査および国内作業両方を実施することとする。総括による対象案件全件の品質管理、スケジュール管理等の実施方針及び具体的な方法をプロポーザルに明記すること。
- ・ 2. 業務量の目途 に定める業務量を超えない範囲において業務従事者を追加することを可とする。業務従事者を追加する場合は、その担当業務等をプロポーザルにて提案すること。
- ・ プロポーザルにおける評価対象業務従事者以外は、契約交渉時に業務内容等につき JICA との間で協議を要するものとする。
- ・ なお、評価対象者 M/M、全体 M/M 等について異なる提案をする場合はプロポーザルにおいて説明すること。

#### 4. 通訳の配置

本業務に必要な通訳<日本語または英語⇄その他外国語(ロシア語またはキルギス語)>については、現地傭上とし、必要経費は見積に含めること。なお、日本語⇄英訳の通訳に係る必要経費は認めない。

#### 5. 現地調査補助員の傭上

本業務においては、以下の項目の業務に関し現地における補助員(ローカルコンサルタント)の傭上を可とする。業務量の目途は以下のとおり。

現地調査補助業務：合計で6.80M/M程度に相当。

受益者調査補助業務：「第2 業務の目的・内容に関する事項」における「4.(2) 第一次現地調査 ウ. 受益者調査の実施」に想定する有効回答数に対応する業務量を目安とする

それぞれの項目の補助員の業務工程、内容についてはプロポーザルにおいて明示すること。なお、以下の項目に係る現地調査補助員の傭上費については別見積とする。

- (1) 現地調査補助業務：関係者へのインタビューのための実施機関等との調整、データ収集やインタビュー後のフォローアップ等。簡易型4案件において、現地調査を本邦団員ではなく現地調査補助員にて代替する分の業務。
- (2) 受益者調査補助業務：上記「第2 業務の目的・内容に関する事項、4.(2) 第一次現地調査、 ウ. 受益者調査の実施」に関する業務等

なお、現地調査補助員に支払う特殊傭人費には、以下も含めることとする。

- ・現地補助員に支払う旅費・交通費(日当、宿泊費、国内航空賃)
- ・現地補助員が使う車両関連費

#### 6. 現地再委託

上記5. の項目の業務において、現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。なお、上記5. の項目に係る経費は別見積とする。

この場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。また、現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定および契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

## 7. 相手国便宜供与内容

実施機関の情報提供、参加等を想定。

## 8. 配布資料

別途 JICA より配付される「2015 年度案件別外部事後評価（日本人材開発センター8 案件および総合的分析） プロポーザル作成にかかる資料について」を参照のこと。

## 9. その他特記すべき事項

### (1) 関係者との連絡、安全管理

関係者との連絡については、JICA との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告に当たっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。なお、実施機関等相手国関係機関や JICA 事務所に対する面談や会議の手配については、原則、コンサルタントが行う。

安全管理については、現地調査実施前に、渡航地域の最新の治安状況を確認し、調査実施に必要な安全対策に変更がある場合は JICA に相談を行い、必要な安全対策を講じること。

現地調査期間中は安全管理に十分留意すること。現地の治安状況については、在外公館および JICA 事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、JICA 事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について JICA 事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。

なお、本業務対象国を所管する JICA 事務所は以下のとおりとする。ただし、事務所により本業務にかかる関与の内容が異なる場合があるため、詳細は JICA 評価部の指示に従う。

対象国	事務所
ベトナム	ベトナム事務所
カンボジア	カンボジア事務所
モンゴル	モンゴル事務所
キルギス	キルギス事務所
ラオス	ラオス事務所
ウズベキスタン	ウズベキスタン事務所
カザフスタン	キルギス事務所
ウクライナ	フランス事務所



## (2) 個人情報

本業務により作成される評価報告書は、JICA のホームページ上で評価者の氏名を記載し、外部公開する予定。これは、評価の客観性、透明性の確保を目的とするものである。当該目的以外に利用する場合は、JICA の個人情報の保護に関する実施細則（平成 17 年細則（総）11 号）等に基づく取扱いとなる。

## (3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

**【事後評価業務における排除者条項】**

本件業務においては、評価調査の公平性を確保するため、以下の法人または個人を調達から排除する。

- ① 本件業務の評価対象案件にかかる計画策定（事前評価を行う詳細計画策定調査や各種準備調査等。）、基本設計、施設・設備・機材の詳細設計、施工監理、調達監理を担当した法人または個人
- ② 本件業務の評価対象案件にかかる調達（建設を含む）を担当した商社もしくは建設業者、および右会社に属し対象案件の実施に従事したことがある個人
- ③ 本件業務における評価対象案件で調達した資機材等の製造部門を有する法人、および右部門に属し対象案件の実施に従事したことがある個人
- ④ 本件業務における評価対象案件の実施にあたり、機構等から委任等を受けて専門家として実施に従事した法人または個人

なお、各法人において、本件業務の評価対象案件にかかる先方実施機関および協力実施機関（JICA、旧OECD、旧JBICを含む）等で対象案件の計画・実施に管理職として従事した者は本件業務には参加できません。

**【注意】**

- 本件業務の評価対象案件にかかる事業評価（中間レビュー、終了時評価）に、参加した者は、本件調査への参加を制限されません。
- 排除者条項に該当するか否か、判断困難な場合には、業務指示書記載のお問合せ先をお願いします。
- プロポーザル評価、契約交渉の段階で、排除者条項に該当する個人あるいは法人ではないことを示す追加の説明資料等の提出を求める場合があります。

以上